

# ふるさと津山サポート寄附金(ふるさと納税)

～忘れることのないふるさと津山へあなたからぬくもりの支援を～

昨年度は19人の皆さんから7,313,000円もの温かいご寄附をいただきました(市ホームページに寄附者一覧(掲載希望者のみ)を掲載)。

厚くお礼申し上げますとともに、ご紹介いただきました皆さんに感謝申し上げます。

今年度も引き続き、津山で生まれ育った方やご親戚などにお声掛け、ご紹介いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※ふるさと納税とは、出身地や応援したいと思う自治体に贈る寄附金。ふるさとを大切にしたい、貢献したいという気持ちを寄附という形にさせていただいた場合、住民税等を一定の限度まで控除できる制度です

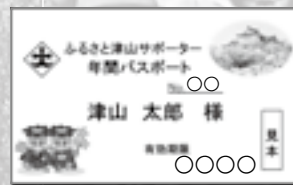
●「環境まちづくり事業」として、城東地区の屋外一時的避難所の確保と鶴山公園周辺の景観保全のため、津山気象観測所隣接地の取得・整備(平成22年度・500万円)

※寄附方法や活用メニューなどについてはお問い合わせください

問い合わせ先 産業支援課 32・2081

●「ふるさとことばもサポート事業」として、子育て支援のための家庭訪問車を導入(平成21年度・106万円)

市では「地域まちづくりの推進」「未来を担う子どもの育成」などを目的に7つの活用メニューを設け、平成20年8月から、寄附金により「ふるさと津山」を応援いただく皆さんを募集しています。平成22年8月からは、5千円以上の寄附をしていただいた人を「ふるさと津山サポーター」として登録。津山城(鶴山公園)などの公共施設への無料パスポートを贈ります。



グリーンカーテンはゴーヤやアサガオなどのつる性植物を利用した天然のすだれです。日差しを遮り暑さを和らげてくれるので、冷房の使用が抑えられる効果もあります。この夏、皆さんが育てて作ったグリーンカーテンを写真に撮って応募してみませんか。応募作品は10月下旬に市役所1階市民ロビーに展示します。

応募資格 市内に在住または勤務の人、市内の学校・事業所

応募方法 環境生活課または各支所市民生活課に備え付けの応募用紙(市ホームページからも印刷可)に必要事項を記入し、写真を添付して、直接または郵送で応募

締め切り 9月30日(木)当日消印有効

問い合わせ先 〒708・8501 津山市山北520 環境生活課(市役所1階1番窓口) 32・2051

## 「グリーンカーテン作品展」写真募集!

**医療費節約ポイントその1 重複受診は やめましょう**

同じ病気でいくつもの病院に掛かる重複受診や、症状が改善しないからといって不必要に次から次へと医師を替えて受診することは、同じ診察や検査などを繰り返すことになり、医療費が高くなる原因になります。

また、複数の薬を同時に使うと、副作用が出る場合もあります。今受けている治療に不安があるときには、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。

問い合わせ先 保険年金課 32-2071

## 不妊治療支援事業

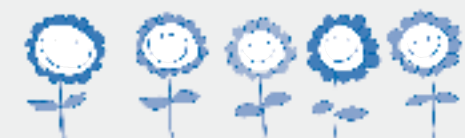
不妊治療のうち、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精と顕微授精について、治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減します。

### 対象

- 岡山県不妊治療支援事業の助成を受けている夫婦
- 夫婦のいずれかが1年以上市内に在住
- 7月1日以降に治療を終了した人

### 助成額

- 治療費から県の助成額を引いた額の3分の1以内で、1回につき10万円を限度とする
- 年度に2回を限度とし、初年度から5年以内で夫婦1組につき4回まで助成



問い合わせ先 健康増進課 32-2069

## 人材育成事業に助成金を交付します

津山地域の産業振興に必要な人材を育成するために、自主的な研修活動に対し助成金を交付します。

対象 市内に在住する産業従事者または市内の産業に従事する人・団体

交付金額 必要経費の2分の1以内(上限50万円)

締め切り 9月30日(木)

※詳しくはつやま産業塾ホームページ

(<http://www.tsuinsan.com/domain/sangyojuku/>)をご覧ください

問い合わせ先 津山市人づくり事業運営委員会事務局(産業支援課内) 32・0740

## 地域生活支援事業の利用者負担についてのお知らせ



障害のある人への日常生活支援として実施している地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援・生活サポート・地域活動支援センターII型)の利用者負担について、8月の利用から、生活保護世帯に加え、低所得世帯の人も無料となりました。

問い合わせ先 障害福祉課 32・2067、32・2153

## 国民年金 国民年金保険料の追納ができます

保険料の免除や若年者納付猶予を受けた人は、その期間に応じて受け取る年金額が保険料を全額納付したときに比べて少なくなります。このため、10年以内(例えば平成22年4月分は平成32年4月末まで)であれば、後から保険料を納付すること(追納)ができるようになっています。

ただし、保険料の免除・納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

### ●免除・猶予の承認を受けた保険料を平成22年度に追納する場合の額

|           | 全額免除    | 半額免除   | 4分の1免除 | 4分の3免除  |
|-----------|---------|--------|--------|---------|
| 平成12年度の月額 | 15,770円 | —      | —      | —       |
| 平成13年度の月額 | 15,180円 | —      | —      | —       |
| 平成14年度の月額 | 14,590円 | 7,300円 | —      | —       |
| 平成15年度の月額 | 14,360円 | 7,180円 | —      | —       |
| 平成16年度の月額 | 14,180円 | 7,090円 | —      | —       |
| 平成17年度の月額 | 14,220円 | 7,110円 | —      | —       |
| 平成18年度の月額 | 14,260円 | 7,130円 | 3,560円 | 10,690円 |
| 平成19年度の月額 | 14,300円 | 7,150円 | 3,570円 | 10,720円 |
| 平成20年度の月額 | 14,410円 | 7,200円 | 3,600円 | 10,810円 |
| 平成21年度の月額 | 14,660円 | 7,330円 | 3,660円 | 10,990円 |

※保険料の追納には納付書が必要です

問い合わせ先 津山年金事務所(田町) 31-2363、保険年金課(市役所1階6番窓口) 32-2072